

**消費税の税率変更に関するお知らせとお願い**

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、次の料金が改定されます。

○水道使用料、簡易水道使用料  
○下水道使用料、集落排水使用料

○総合体育館他各施設の使用料等

※詳しい内容については、各施設管理者等にお問い合わせください。

**美波町デマンド型乗合タクシー(日和佐地区)の実証運行が終了します**

高齢者や自動車運転免許を持たない方等の買い物、通院などの交通確保と社会参加を図ることを目的として平成25年7月から日和佐地区で行ってきたデマンド型乗合タクシーの実証運行を3月31日で終了とさせていただきます。

デマンド型乗合タクシーに登録されている方につきましては、4月以降はご利用できなくなりますのでご注意ください。よろしくお願いいたします。

**平成26年度 美波町育英奨学金を希望される方へ**

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。資格要件等

- ①町内に住所を有する者の子弟で、大学(短大・高专・各種専門学校を含む)、高校に在学中、又は入学が決定しており、学業及び人物が優秀な者
- ②学資の支弁が困難と認められる者

※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

- 奨学金貸与額(月額)
  - ・大学等5万円以内
  - ・高校2万円以内
- 利子 無利子
- 返還期間
  - 卒業1年後から10年以内。

但し年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることとはできません。(短大の場合は、返還期間が8年となります。)

貸与者の決定  
審査委員会を開催して貸与者を選択します。  
申請方法  
申請書類は美波町教育委員会・由岐公民館にあります。申請

**いざというときしっかりサポート**

傷害保険 賠償責任保険 突然死葬祭費用保険

# スポーツ安全保険®

頼りに  
なります!



対象となる事故 **団体活動中の事故 / 往復中の事故**  
 保険期間 平成26年4月1日午前0時から平成27年3月31日午後12時まで  
 (申込受付は平成26年3月から)

**加入区分・掛金・補償額** 団体活動を行う5名以上の方々でご加入ください。加入区分は加入者ごとにご選択ください。

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当り)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (傷・病)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども 中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。	スポーツ活動 文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 <small>AW区分の特徴：個人活動・個人練習なども補償の対象となります。 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額</small>	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算1事故5億500万円 ただし、身体賠償は1人1億500万円	対象外
大人 高校生以上 65歳以上 の方も加入 できます。	文化・ボランティア・地域活動、団体の送迎、応援、準備、片付け <small>※スポーツ活動を行う場合は対象なりません。</small>	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	対象外
	子どもへのスポーツ活動の指導・審判 <small>※C区分でも加入可</small>	AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	対象外
65歳以上	スポーツ活動 <small>※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない場合はA2区分</small>	B	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	身体・財物賠償 合算1事故500万円	対象外
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	身体・財物賠償 合算1事故500万円	対象外

\*同一団体で1回しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入換え、加入区分の変更はできません。※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。

**公益財団法人 スポーツ安全協会 徳島県支部**  
 ((公財)徳島県体育協会内)

〒770-0939 徳島市かちどき橋一丁目41番地 TEL088-655-3660 電話受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土、祝日を除く。)

保険の詳しい内容、資料の請求は、<http://www.sportsanzen.org>  
 ホームページをご覧ください。 ●資料請求は、インターネットより受付けております。

【お問い合わせ先】 日和佐公民館(☎77-0028) 由岐公民館(☎78-0007)